

『ちよいトレFX』

投資顧問契約締結時の書面
兼 投資顧問契約書

2022 年5月

株式会社FXプライムbyGMO

契約締結時の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定に基づき、お客様に交付する「契約締結時の書面」です。)

【商号】 株式会社 FX プライムbyGMO

【本社所在地】 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス

【I. 投資顧問契約の内容】

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断についてお客様に助言を行い、それに対してお客様が報酬を支払う契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様の投資判断を拘束するものではなく、取引の結果、お客様に損失が発生しても、当社はこれを補償する責任を負いません。
- ③ この投資顧問契約に基づく当社のお客様に対する助言は、お客様が『ちょいトレFX』（以下、「本商品」という。）を利用して取引を行う目的に限定して提供されます。なお、お客様が本商品で取引を行うためには、別途、当社との間で当社所定の手続を行う必要があります。
- ④ 本商品の内容、及び取引を行うための手続等については、『ちょいトレFX』契約締結前交付書面」等をご参照ください。

1 提供する投資助言の内容および方法

当社が提供する店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』において、売買シグナルを発するストラテジー及びストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引ツール、またその付帯サービスを提供することにより助言を行います。お客様が『ちょいトレFX』で行う取引は、すべて当社の助言を受けたものとしします。

2 分析者・投資判断者、助言者

この契約に基づく投資助言サービスを提供する担当者は、次のとおりです。

安田 和敏

3 契約期間・報酬

- ① 契約期間 : お客様が『ちょいトレFX』のサービスの利用を申し出た(投資顧問契約を締結した)日から、お客様が『ちょいトレFX』のサービスの利用停止(投資顧問契約の解除)を申し出るまでの期間。

② 報酬の額 : 取引数量 1,000 通貨毎に 1 円(消費税込み)。

③ 支払の時期 : 取引成立時に徴収するものとする。

※上記の報酬は、スプレッドに含まれており、注文方法の区別なく、すべての取引成立時に徴収します。

4 契約の解除

(1)クーリング・オフ期間内の契約解除(10 日以内の契約の解除)

当社との投資顧問契約を締結したお客様は、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面または電磁的記録を受け取った日から起算して 10 日以内に、書面または電磁的記録により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面または電磁的記録を発した日となります。

契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社の指定する様式および方法で契約を解除できます。投資顧問契約が解除された場合、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。

クーリング・オフ時の注意事項

- ① クーリング・オフの対象は投資顧問契約のみとなり、店頭外国為替保証金取引は対象とはなりません。
- ② 契約解除を申し出る場合、事前に以下の対応をお客様自身で行ってください。
 - ・ 運用中のすべてのストラテジーの停止。
 - ・ 残存するすべての未決済ポジションの決済。
 - ・ 取引口座の残金を全額出金(代表口座へ振替後、全額出金)。
- ③ 契約解除日以降、当社に契約解除の書面または電磁的記録が到着する間にお客様が取引を行った場合、取引によって生じた店頭外国為替保証金取引に係る損益等はすべてお客様に帰属します。
- ④ 契約解除の際、残存する店頭外国為替保証金取引に係るお客様の未決済ポジションは、当社の基準により、お客様の計算において決済します。この取引によって生じた損益等はすべてお客様に帰属します。

契約解除時の注意事項

- ① 投資顧問契約が解除された場合、当社における店頭外国為替保証金取引に係るすべての取引口座も解約となるため、取引口座内の残金は全額出金していただく必要があります。
- ② 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

5 当社への連絡方法

連絡先: お客様サポート

電話番号: 03-5489-7130

FAX: 03-5489-7145

E-mail: customer@fxprime.com

お問い合わせ受付時間: 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(平日のみ)

【Ⅱ. 禁止事項】

金融商品取引業者は、投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. お客様を相手方としてまたはお客様の為に一定の金融商品業(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭・有価証券の預託を受け、または当社及び当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること。
3. お客様への金銭・有価証券の貸付け、または貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

※当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第 95 条第 2 項各号の規定により、上記 1、3 について、禁止の適用を受けません。

(2022 年 5 月 9 日 改定)

投資顧問契約書

お客様(以下「甲」という。)と株式会社 FX プライムbyGMO(以下「乙」という。)とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、投資顧問契約(以下「本契約」という。)を締結した。

第1条(投資顧問契約の締結)

甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定および本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

2. 甲は、前項の投資助言サービスの提供を受けるにあたり、事前に乙の「『ちょいトレFX』契約締結前交付書面」に承諾するものとする。

第2条(助言の内容及び方法)

乙は、『ちょいトレFX』で取り扱う通貨等またはこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

(1)『ちょいトレFX』において、売買シグナルを発するストラテジー及びストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引ツール、またその付帯サービスを提供するものとする。

(2)『ちょいトレFX』による甲の取引は、すべて本契約に基づく助言を受けたものとする。

2. この投資助言サービスを提供する乙の担当者および乙への連絡方法は、次の通りとする。

(1)分析者・投資判断者、助言者 安田和敏

(2)当社への連絡方法

① 連絡先:お客様サポート

② 電話番号:03-5489-7130

③ FAX:03-5489-7145

④ E-mail:customer@fxprime.com

⑤ お問い合わせ受付時間:午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(平日のみ)

第3条(秘密の保持)

乙は、本契約に関連して知り得た甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

第4条(報酬の額及び支払いの時期)

本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。

(1)投資助言報酬

『ちょいトレFX』における投資助言報酬は、取引数量 1,000 通貨あたり 1 円(消費税込)とする。

(2)報酬等の支払い時期

取引成立時に徴収するものとする。

第5条(運用の責任等)

投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲の投資判断を拘束するものではない。

2. 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、または甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

第6条(契約期間)

本契約は、期間の定めのないものとする。

第7条(解約)

甲は、いつでも乙に通知することにより本契約を解約することができる。

2. 前項のほか、甲は、本契約書を締結した日から起算して 10 日間が経過するまで、書面または電磁的記録による意思表示をもって、本契約を解除することができる。この場合には、甲が当該書面を発送または電磁的記録を発信したときに本契約の解除の効力が生じる。

3. 本契約は、代表口座(『選べる外貨』)が解約されたときは、当然に終了する。

4. 甲は、本契約が解約、解除その他の理由により終了した後は、『ちよいトレFX』の取引を継続することはできない。

第8条(契約書の事項の変更)

本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じた場合は、変更されることがある。この場合、乙は速やかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な変更については、書面またはメールをもって甲に通知するものとする。

2. 甲が第1項の変更に関する異議がある場合は、乙が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、甲は当該変更に関するものとして取扱う。

3. 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後に甲が決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に関するものとみなす。

第9条(合意管轄)

本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10条(契約外事項の協議)

本契約に定めのない事項または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第 11 条(免責事項)

次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害について、当社は、一切その責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失及び損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失及び損害
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失及び損害
- (4) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失及び損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害
- (5) お客様 ID 及びパスワードの誤入力、忘却等、お客様ご自身の責任により本取引に係る注文が出せなかったことにより生じた損失及び損害
- (6) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰すことができない事由により、お客様の ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失及び損害
- (7) 当社所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損失及び損害
- (8) 上記各号の事由によりお客様の注文あるいはロスカットが執行されなかったことにより生じた損失及び損害
- (9) 当社が故意または重過失による介入することなく、お客様ご自身の判断で『ちよいトレFX』に提供されたストラテジーを選択し、その取引によって生じた損失
- (10) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

以上

(2022 年5月9日改定)